

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（手回り品及び持込禁制品に係る改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 109 条 旅客は、次条又は第 111 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第 307 条ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p>3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車船をすることができない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 109 条 旅客は、次条又は第 111 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第 307 条第 1 項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。</p> <p><u>(注) 旅客規則別表第 4 号に定める適用除外の物品及び旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 2 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</u></p> <p>2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p>3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車船をすることができない。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 28 年 4 月 28 日乗車となるものから適用する。